

業務委託仕様書

委託業務名：国指定史跡塚原古墳群石之室古墳現状調査及び復旧基本設計 業務委託

履行場所：熊本市南区城南町塚原 2088 番外

履行期間：契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までとする。

1.業務の内容

本業務は、平成 28 年熊本地震で被災した国指定史跡塚原古墳群内の石之室古墳の災害復旧のための実施設計・復旧工事に先立ち、復旧整備方針を踏まえ、現状の把握、復旧方針の策定・決定、基本設計などを行うものである。

2.受注条件

受注の条件として、国指定史跡の古墳について、以下の①及び②の実績を有することとする。

- ① 同一の古墳について、整備に関する基本計画策定から工事監理までを一連で実施した実績
- ② 墳丘又は石室が地震により被災した古墳の災害復旧に関する業務（工法検討、計画策定、基本設計、実施設計及び工事監理などに限る）の実績

3.業務範囲

(1) 現況図面作成、現状調査

基本設計を実施していくため、以下の作業を実施する

- ア 資料調査：当初図面や写真を確認し、業務に必要な資料・情報を調査し記録する。
- イ 現状調査：当初図面等を基に、図面作成に必要な調査を行い記録する。
- ウ 現況図作成：当初図面及び現況調査を基に現況図を作成する。

(2) 基本設計

復旧整備方針を基に、基本設計を実施する。以下に記載する基本設計の検討項目について資料作成を行う。

- ア 保護施設（覆屋）解体範囲、解体後の構造の検討
- イ 保護施設（覆屋）解体時の石棺保護方法、石棺搬出方法の検討
- ウ 石棺の石材の保管・調査・復旧のための作業場の規模、構造、空調設備の検討
- エ 保護施設（覆屋）と作業場を繋ぐ通路の規模、構造の検討

- オ 石棺の復旧・補修方法及び復旧後の石棺保持方法の検討
- カ 復旧後の覆屋形状及び、その耐震性能の検討
- キ 復旧後の石室内・見学室の室温度等、環境設備の検討
- ク 復旧後の背面地山保持方法の検討
- ケ 復旧後の墳丘形状の検討
- コ 復旧工事に必要な仮設計画（通路、土置場、仮囲いなど）の検討
- サ 基本設計図（平面図、立面図、断面図、配置図、仮設計画図等）作成
- シ 概算工事費算出
- ス 実施設計概算、事業スケジュール案作成

(3) 委員会運営補助

1年に3回予定している委員会運営補助のために、以下の業務を行う。

- ア 委員会資料作成
- イ 委員会出席、説明補助

(4) 打合せ・報告、報告書等の作成

本業務の実施にあたり、以下の業務を行う。

- ア 打合せの実施、経過の報告
- イ アの記録・整理を行い、報告書を作成

4.提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに「着手届」、「管理技術者通知書」及び「業務工程表」を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し提出を行うこと。また、業務の一部を再委託する場合は、再委託届を提出し、本市の承諾を受けること。
- (3) 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾を受けること。
- (4) 毎月の作業進捗状況及び翌月の進捗見込み、完了日等を記入した「進捗状況報告書」を毎月第一金曜日までに委託者に提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、「完了届」及び「成果品納入書」を提出すること。

5.業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 本業務の方針、要領及び実施体制に関すること。
- (2) その他本業務の実施にあたり必要な事項。

6.調査方法

(1) 調査

ア 調査により建物に損傷を与えた場合は、調査終了後に補修すること。

イ 調査状況は、写真管理及び報告を行うこと。

7.成果品の納入

業務終了後は納品前に社内チェック等を十分行い完成品を提出する。また、成果品に不備が見つかった場合は適時、対応すること。

8.成果品

成果品は、報告書としてA4版ファイル綴りのものを2部提出することとし、その内容は原則として下記による。建物の状況等により、下記により難しい場合は本市と協議のうえ決定する。また、成果品のオリジナルデータ、CADデータ及びPDFデータは、CD-R等にて本市に2部提出する。

(1) 調査記録・現況図

ア 調査記録報告書

イ 概要

ウ 写真

エ 図面

a 付近見取図

b 配置図

c 平面図 ※電気、機械設備等のプロット含む

d 立面図

e 断面図

f 構造図

g その他

(2) 基本設計図書

- ア 検討時に作成した図面を含む基本設計資料
- イ 実施設計スケジュール及び事業スケジュール案

(3) その他

- ア 業務委託打合簿
- イ 業務経過報告書

9.その他、業務の履行に係る条件等

(1) 成果品の取り扱いについて

提出されたデータについては、当該施設に係る実施設計の受託者に貸与し、実施設計図の作成に使用することがある。

(2) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、本市が行う事務及び本市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
- ②次に上げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

ア 写真を公表すること。

イ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) セキュリティ対策について

電子媒体による電子データの提出を行う場合は、ウイルス対策ソフトを用いて、ウイルスに感染していないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトに関しては、最新版のものを使用すること。

(4) 履行期間又は業務委託料について

やむを得ない理由により業務内容又は業務範囲などに変更が生じた場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料の変更などを業務委託契約約款に基づき行うものとする。